

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年5月26日（月）

午前10時開会、午後0時50分閉会

場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) こども未来部関係
    - (4) 外部団体の合併に向けた検討の進捗状況について
    - (5) その他
  - 5 閉 会

---

出席委員（8名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者（25名）

保健福祉部長

水田 和広

社会福祉課長	川村 明弘
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	中山 悟
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	塚本 富美代
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹
行政経営課長	天貝 健一
行政経営課行政経営係長	鈴木 良幸

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○矢口委員長 文教厚生委員会を開会いたします。協議に入る前に、新年度最初の委員会となりますので、自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順に自己紹介をした後に、執行部の皆様より機構順にお願いいたします。なお、発言の際はマイクの使用をお願いしたいと思います。改めまして、委員長の矢口勝雄でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 副委員長の田中義法です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田(千)委員 おはようございます。吉田でございます。改めてどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○勝田委員 おはようございます。勝田でございます。引き続きよろしくお願ひします。

○平岡委員 おはようございます。平岡房子でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○福田委員 おはようございます。よろしくどうぞお願ひします。福田と申します。

○根本委員 おはようございます。根本法子です。引き続きよろしくお願ひします。

○入野教育長 おはようございます。教育長の入野でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤教育部長 教育部長の加藤でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○中島参事 事務局参事の中島でございます。よろしくお願ひいたします。

○山口教育総務課長 今年度から教育総務課にまいりました山口です。よろしくお願ひいたします。

○塚本学務課長 学務課の塚本です。よろしくお願ひいたします。

○渡辺学校給食センター所長 おはようございます。学校給食センターの渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○矢内生涯学習課長 生涯学習課の矢内と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

○武藤図書館長 図書館の武藤でございます。今年もよろしくお願ひいたします。

○佐賀文化振興課長 文化振興課の佐賀です。よろしくお願ひいたします。

○関口博物館副館長 博物館の関口と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○比毛上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の比毛君男でございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

○日高スポーツ振興課長 今年度からスポーツ振興課にまいりました日高です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○郡司指導課長 指導課の郡司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○矢口委員長 それでは、教育委員会の案件について協議を進めてまいります。議案関係からになります。資料は、サイドブックの文教厚生委員会、令和7年、5月26日開催、教育委員会をお願いいたします。まず、土浦市文化財保護条例の一部改正について執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の①をお願いいたします。土浦市文化財保護条例でございます。文化財保護条例は、国や県が指定した文化財以外に、本市の貴重な文化財について保存活用することを目的としております。今回の一部改正は、民俗文化財に技術を含めるものです。民俗技術は、地域において伝承されてきた生活やなりわいに関する技術で、地域の歴史文化を理解する上で重要なものであることから、本市においても文化財として保護の対象とするものです。また、併せて引用条文文言の整理をするものです。改正案文及び新旧対照表の詳細につきましては、①-1、2を御確認いただければと思います。なお、改正後は霞ヶ浦の帆引網漁の技術の指定を検討しているところでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 この民族技術を追加するという点に関しては、素晴らしいことだと思っております。追加されるとどのようなことがあるのでしょうかということをお教えください。

○佐賀文化振興課長 民族技術につきましては、技術といいますと、主に陶芸や染物織物、日本人形など、工芸品を作る技術が今までございましたけれども、民族の技術というのは、もっと生活に密着したような技術でございます。まだまだ事例のほうは少ない状況ではございますが、国や他市の事例を見ますと、海女漁や、長良川のう飼漁の技術、井戸を掘るかずさ掘り、製造の面では、たらい舟や番茶、塩、菅笠やみのなどがございます。先ほど申し上げました生活に密着したものでありますので、本市においても民族技術については、これからもっと研究をしていきたいと考えております。

○勝田委員 霞ヶ浦の帆引網漁ということになると、実際に出ているのが沖宿のほうから出ていると思います。私も乗せていただいたことがあるのですが、クルーといいますか実際にやられる方、若手は漁師ではなくて農家の方がやっているというのが現実でありますし、当時、救命胴衣がなくて何とかならないかという相談を受けて、何とかあったのですが、そういったこともありまして、継続が結構大変なのかなというふうにその時感じました。ですから、認めていただくことによって、具体的ではないでしょうけれども、やはり残すべきという意味だと思っておりますので、それに対してそうい

う位置付けがされれば、今後行政のほうでも何らかの形が出る可能性もありますので、有り難いことだと思いますので、是非よろしくお願いします。

○佐賀文化振興課長 確かに保存会のほうで漁師の方が大分、今減ってきているような状況で、実際にそれを引き継ごうとすると、地域で農家をされているような方々も含めて興味を持った方には是非参加していただいて、保存会のほうを盛り立てていただきたいというような現状がございます。指定というような形になりますと、そういった保存の方向性について、行政側のほうでも、文化のほうでもバックアップをしていきたいと考えておりますので、これまでの観光帆引船としての委託だけではなくて、保存の方向でこちらもバックアップしていきたいと考えております。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 次にまいります。土浦市教育支援センター条例の制定について執行部より説明願います。

○郡司指導課長 資料②を御覧ください。土浦市教育相談室は、不登校児童生徒への支援を行う施設といたしまして県内でも早期に、平成10年4月に開設されました。業務内容といたしましては、教育諸問題に対しての電話、外出による教育相談の実施、また、社会的自立を目指した支援を行っている適応指導教室ポプラ広場の運営となります。しかしながら、教育機会確保法成立から不登校児童生徒の捉え方、支援の在り方について見直しが求められるようなこととなり、さらに、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方」により、不登校児童生徒の支援の在り方が再整理され、教育委員会に対して教育支援センター的な役割を持つ機関の設立が求められるようになりました。本市においても、教育相談室における支援センター機能を図るために、学校との連携といたしまして、不登校児童生徒の家庭訪問への同行、さらに、令和5年度より導入を進めております校内フリースクールにおける支援の充実を図ることを目的としたポプラひろば相談員によるアウトリーチ型支援を行ってまいりました。今後、更に教育相談における教育支援センターとしての機能強化は求められているところでもありますので、不登校児童生徒への支援を中心とした連携をより深め、質の高い支援を可能にするために、教育支援センターを令和7年10月に設立するため、新たに設置管理条例を制定するものであります。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございますか。

○福田委員 この不登校の問題、これは本当に依然として深刻な問題です。教育委員会もいろいろ対応に苦慮されていると思いますが、今回新たにこういうふうに体制を強化するというので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回この部分に力を入れてやっていきたい。その辺のところをもしお分かりでしたらお願いします。

○**郡司指導課長** 現在、教育相談室のほうで行っておりますアウトリーチ型支援ということで、各中学校への校内フリースクール相談員の派遣に伴いまして、そこでの連携を深めてまいりました。その成果もありまして、新中学校における新規での不登校生徒の出現率が令和5年と6年を比較いたしましたして、大分下がっているところです。そういうところも踏まえまして、今後このセンター条例を制定した後はアウトリーチ型の支援を小学校にまで拡大をし、小学校における新規の不登校出現率のほうに向けて対応をしていきたいと思っております。

○**福田委員** この中で今、心の病といいますか、こういう部分が非常に全国的にも増えているということで、心理士は何人ぐらい入っているのでしょうか。

○**郡司指導課長** 心理士に関しましては、現在この教育相談室のほうには配置のほうはされておりません。今後センター化を進めていく中で、人員拡大の中で心理士も雇用する方向で検討をしていきたいと思っております。

○**吉田(千)委員** ただ今のことに関連いたしまして、郡司課長のほうからお話がございましたアウトリーチ型を小学校まで広げて、子供たちを対象に特に行っていくというふうに私はそのように捉えたのですが、この新規の子供たちということは、早めに子供たちをケアすることによって立ち直りを早く、そういうことがあるのかなというふうに思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

○**郡司指導課長** 吉田委員のおっしゃるとおり、未然防止のところを重視いたしまして、新規の教育に関する悩み等をくみ取りながら、子供たち一人一人に寄り添った支援ができるようにしていきたいと考えております。

○**勝田委員** 支援センターの設置については、良かったなと思っております。これは具体的にはどういう配置でやられるのでしょうか。職員配置に関しては、今の組織から拡充をするということですから、人的にも増やすというようなことなののでしょうか。設置後のこの支援センターがあって、教育相談ポプラ広場というこの上下関係は分かったのですが、支援センター自体をどういった配置でやるということなののでしょうか。

○**郡司指導課長** 現在、教育相談室のほうには室長が1名、相談員が7名、事務員が1名、そして、指導主事を1名派遣しているところであります。支援センターのほうに移行してからは、センター長を指導課長のほうで兼任をするような形で、それ以外の職員に関しましては、本年度の現状を維持した形で運営をしていきたいと思っております。先ほど申しましたとおり、今後人員につきましては拡充を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

○**勝田委員** 役割が増えるわけですから、そこに重き置くのであれば、人的な配慮をするということが必要だと私は思いますけど、是非御考慮いただいて、しっかりした組織を作っていただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 私のほうから1点質問させてください。御説明の中でアウトリーチ型という言葉が何回かありました。アウトリーチ型という言葉を変えて調べてみると、福祉を行う側から支援が必要な側に対して積極的に支援側が働きかけるというような言葉だったと思うんですけども、具体的にこの部分をどのように行っていくのか。要するに支援が必要な人をまず見つけられないことには支援できませんし、そこら辺の流れというのを少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○郡司指導課長 現在、教育相談室のほうで行っておりますアウトリーチ型支援というものでございますが、こちらのほう、現在、中学校等に開設されております校内フリースクールに対して行われているものとなります。校内フリースクールのほうでの支援の仕方につきましても、各支援員の方々が行っているところでありますが、教育相談室の中にあります適応指導教室ポプラ広場で長年培ってきました支援の仕方、方法又は手段等につきましても、こちらのほうが教育相談室と校内フリースクールの方の連携を目指しまして、ポプラ広場の相談員が実際に校内フリースクールのほうに赴きまして、そこで実際に不登校児童生徒、不登校生徒に対しての支援の在り方を具体的に提示しながら実際に行うことによって、校内フリースクールでの支援の充実を目指している形になっております。

○矢口委員長 説明は分かりました。あくまでも校内フリースクールに来てくれる生徒が今回の対象になるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○郡司課長 現時点ではそのような形となっております。今後、相談室のほうで行っていただきました相談業務等も含めまして、早めの情報又は先ほども御説明させていただきましたが、心と教育に関する悩みを抱える生徒の早期のキャッチ等も含めて、アウトリーチ型支援として相互に連携して対応していきたいと考えております。

○矢口委員長 教育の現場で一番大きな課題となっているこの不登校の問題、様々なやり方で、先ほど勝田委員言われたように人的な部分も含めて、今後も引き続き取組をよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 行政の流れとしては、この教育支援センターを設置した後のほうが流れはスムーズなのかなと思いますが、実際に自分が不登校の子供だった場合、一番最初に不登校になりそうだとか、それを発見するのは学校の教員ですよね。まず、そういう子供さんがいたという初動のところが一番不登校の子供を扱う際に大切なんですけど、その初動のところというのは、この一番右端にある各中学校内のフリースクールになるのか。教育相談になるのか。その辺を教えてくださいと思います。

○**郡司指導課長** 子供たちの情報のキャッチというところでございますが、委員おっしゃるとおり、まずは学校現場での担任又は学校の職員のほうの見取り、聞取りというところが必要かと思えます。あわせまして、教育相談室のほうでの相談業務での相談等も併せて必要になってくるかと思えます。実際その初動というところではありますが、こちらのほうに関しましても今後更に連携をして進めていかなければならないと考えております。

○**鈴木委員** 不登校対策において一番大事なのは児童生徒に対する対応で、加藤部長は福祉のプロだからよく分かっていると思えますが、子供の立場になって考えたときに、担任の先生に相談するのか、でも、その担任の先生が原因で不登校になっている場合もあるということも想定はされるわけですね。そのときには、まず教育相談というところにいきなり駆け込むのか、それとも一番話しやすい先生とか、両親に話して両親から学校にという形、その辺が分かりやすいような、子供たちに悩み事があったらまずこういうふうに行動しなさいよというようなものを作っておくと、行政の流れはこれでスムーズでいいと思えますけど、あくまでもここに来る子供たちのことを考えたことをやらないと、せっかくいい流れを作っても有効に生かされない場合があるので、そこを注意して運用に当たってはお願いしたいと思えます。

○**郡司指導課長** 初動に関してですが、実際様々な相談窓口が必要と考えておられて、校内での教育相談という形で、今委員がおっしゃられたとおり、担任に話せない場合もあるでしょうし、それぞれ対応が求められているところでもありますので、各校においてどの先生にも相談する機会を設ける教育相談の機会を設けたり、又は教育委員会としましては、つちまる相談室というものを設置いたしまして、各児童生徒が持っているタブレットのほうから相談を投げかけることができる形で、その周知に努めているところでもあります。委員御指摘のとおり、今後更にその子供たちの初動に関しましては、十分に配慮をしながらこの運営に努めてまいりたいと考えております。

○**矢口委員長** ほかはいかがですか。

○**加藤教育部長** 課長のほうから説明があったのですが、教育支援センターを作るとするのは、教育の総合相談窓口をまず作りたいということが一つです。現行の教育相談室というのは、不登校だけではなくて非行とか家庭のトラブルとか、いろんな相談を今まで昭和の時代からずっと続けてやってきた結構伝統ある施設でありまして、ポプラ広場というのも居場所の確保ということで、土浦はもう昭和からずっとやっているということで、教育相談とか不登校についての丁寧な相談窓口はしていたのですが、今の時代の流れになりまして、文科省の通知もありますとおり、不登校児童が多いという状況に直面し、私たちも対応したいということで、努力義務なのですが、教育支援センターを早期に設置したいということになります。今まで培ってきた教育相談室

のノウハウとポプラ広場の居場所づくり、これを糧にして、課長がおっしゃいました早期の対応の相談が担任の先生では相談できないけど、ポプラ広場までつなぐということがなかなかできないお子さんたち、親御さんたちを対象に、こちらの教育支援センターの相談員が出向いて個別に対応し、これからの解決の対策をしていって、もしかしたらヤングケアラーという状況もあれば、福祉のほうにもつなぐし、教育の学力ということであれば、ICT活用して学力を向上させるというつなぎ役をするのがまずの目的です。お話ししましたように、心理職もそろえなきゃならないと思いますが、まずはそのつなぎを今アウトリーチで土浦はしっかりとやっていきたいというのが目的になって、センターを作るということにしております。

○矢口委員長 様々な議論があって、私たちも非常に関心の深い分野でもあります。今回はあくまでも条例の制定という議案だと思いますが、これがどのような形になっていくのか、私たちにとっても深い関心持ってるところなので、動きがある度にこちらの委員会で御報告いただきますようお願いしたいと思います。また、私たちも必要であれば現場に赴いて、いろんなことを学ばせていただければと思っております。それでは、次にまいります。就学前教育推進事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 資料の③を御覧ください。就学前教育推進事業の補正予算案になります。歳入の補正となります。補正の理由ですが、文部科学省におきまして、幼保小の架け橋プログラムの更なる促進に取り組む自治体に対する補助事業を令和7年度から実施することとなりました。この架け橋プログラムとは、5歳児から小学1年生までの架け橋期の子供たちが小学校へスムーズに移行できるよう、カリキュラムの開発や連携体制の構築を支援する取組でございます。本市では、これまでも幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的として就学前教育を推進しておりますが、現在は幼児教育施設、小学校がそれぞれの接続カリキュラムというものを独自に作成し、活用している状況でございます。国及び県におきまして、従来の接続カリキュラムに加えて、幼稚園、保育所、小学校が連携して同じ視点を持ちながら、連続性一貫性を持った架け橋カリキュラムの作成を推奨しておりまして、本市においても今後充実を図るためにも新たに作成することを検討していたところでございます。こうした中で、2月に文科省より補助事業の案内があり、3月に事業計画書を提出したところ、4月1日付けで交付金の内定通知をいただいたため、本事業の財源として活用できることから、歳入予算を補正するものでございます。2番の補正予算額につきましては、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、2節社会教育費交付金の280万8,000円でございます。なお、補助率は2分の1で、対象経費となりま

す就学前教育推進委員の報酬など、歳出経費につきましては当初予算で計上しており、補正はございません。ただし、財源更正を行うこととなります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますか。

○平岡委員 勉強不足で申し訳ないのですが、この幼保小の架け橋プログラムそのものはどういった内容なのですか。

○矢内生涯学習課長 この架け橋プログラムは、これまで従来は幼児教育施設におきましてアプローチカリキュラムと言って、いかに小学校に円滑につながれるかというプログラムを作っておりました。一方で小学校におきましては、スタートカリキュラムということで、新たに1年生になった児童に対してどのような指導をしていったらいいのかという独自のプログラムをそれぞれカリキュラムを作っております。この架け橋カリキュラムというのはそれを一体にそれぞれの独自のカリキュラムではなくて、お互いに一つのもので作り上げて進めるようなカリキュラムでありまして、具体的になりますと、ちょっといろいろ難しい細かいところはあるのですが、学びの連続という形になって、幼児教育の部分から小学校教育ではどのようなカリキュラムを組んでいったらいいのかとか、地域単位で作成したり、2年間、5歳児から1年生を見据えて作るようなカリキュラムになっております。

○平岡委員 該当が2名の方で、公立幼保と公立小学校というふうに捉えてよろしいのですか。

○矢内生涯学習課長 この2名は現在も就学前教育推進委員ということで配置しておりますけども、2名とも学校の校長先生のOBになりまして、現在は逆に言うと小学校側のお二人になっておりまして、今後につきましては、平岡委員のおっしゃるとおり、幼稚園側、保育所側の立場の者を配置するとか、その辺も含めて今後は検討課題とさせていただければと思っております。

○平岡委員 正直なところ2名ではちょっと足りないんじゃないかなというふうな思いもあったものですから。今後更に充実していただけるよう、よろしく願いたします。

○鈴木委員 補正で出てきていますが、この予算を承認してくださいという中で、平岡委員がおっしゃったように、幼保小の架け橋プログラムの細かいところはともかく、イメージのパンフレットとか何かないと、これを認めてくれと言われて、この補正の理由の文章だけでは私たちは非常に判断はしづらい。良いことはやるんだろうというのは予想がつきますが、具体的にもうちょっと見えるものが欲しかったなというのが私の感想でございます。あれば見せていただけないかなというところです。

○矢内生涯学習課長 御指摘のとおりだと思います。大変失礼いたしました。資料のほうを用意させていただいて、後ほど提出させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 今日間に合いそうですか。

○矢内生涯学習課長 県のほうでいわゆるガイドブックというのを作っておりまして、その資料の中であれば用意できると思います。

○矢口委員長 後ほどということをお願いいたします。ほかはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。土浦市立図書館一部運営業務委託に伴う債務負担行為について執行部より説明願います。

○武藤図書館長 資料④をお願いいたします。図書館一部運営業務委託に伴う債務負担行為の補正予算案について御説明いたします。今年度で現在の図書館一部運営業務委託の3年間の契約が終了となることから、令和8年4月1日からの委託先をプロポーザルにて選定する予定としております。補正の理由としましては、前回までは年度後半で行っていたところですが、契約から業務開始までの期間が短い等の御意見をいただき、より多くの業者に参加いただいて数社を比較した上で、より良い業者を選定していきたいということから、多くの業者が参加しやすいように、前回までよりも早いスケジュールで進める予定としております。当初は前回までと同時期にと予定していたため、予算の計上はしておりませんでした。今回は10月末には業者を選定し、契約を締結させていただきたいために、債務負担行為の補正予算要求をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の⑤をお願いいたします。川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事について仮契約が整いましたので、本契約に向け議会の議決をいただきたく説明をさせていただきます。まず、3番の工期につきましては、議会の議決をいただいた翌日から令和8年3月13日までの約9か月間を予定しております。4番契約金額につきましては、税込みで2億295万円でございます。5番契約の相手方につきましては、市内本社の株式会社折本工業でございます。7番及び8番工事の概要及び目的につきましては、令和5年度に管理事務所の耐震診断を実施した結果、観客席の屋根や玄関のひさし、内壁等に所要の耐震性能が確保されていないことが判明したことから、大規模地震に備えて令和6年度に実施した耐震設計に基づく耐震補

強工事を行うものです。また、管理事務所は竣工から53年が経過しており、随所で経年劣化が見られるため、屋上外壁塗装等外装改修や建具の交換等内装改修を行い、施設の安全性の向上や延命化を図るものです。2ページに位置図を付けさせていただきましたが、赤色の部分が川口運動公園管理事務所になります。また、3ページに主な耐震補強箇所の写真を付けさせていただきました。一番上の写真は観客席上部の屋根でございまして、この屋根のはり及びはりと下部RC構造との接続部について耐震補強をいたします。真ん中の写真は玄関キャノピーでございまして、この鉄骨を補強いたします。一番下の写真は事務所内のコンクリート造りの間仕切り壁で、改修工事を行います。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。財産の取得(中学校教育用コンピュータ機器)について執行部より説明願います。

○郡司指導課長 資料⑥を御覧ください。各中学校のパソコン教室で使用しておりますサーバーが更新時期を迎えましたことから、機器の更新を行うものであります。機器の取得に当たりましては、賃貸借契約、リース契約期間満了後に本市に無償譲渡となることから、財産の取得とみなし、また、予定価格が2,000万円以上の案件であることから、議会案件とするものであります。先日5月19日に入札が行われ、現在は仮契約となっております。本議会での議決後に本契約に切り替える予定であります。機器の使用及び数量につきましては、記載のとおりとなります。

○矢口委員長 この件につきまして質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。財産の取得(電子黒板システム)について執行部より説明願います。

○郡司指導課長 つづきまして、資料⑦を御覧ください。六中地区及び都和中地区での電子黒板システムが更新時期を迎えましたことから、機器の更新を行うものであります。機器の取得に当たりましては、賃貸借契約、リース契約期間満了後に本市に無償譲渡となることから、財産の取得とみなし、また、予定価格が2,000万円以上の案件であることから、議会案件とするものであります。こちらのほうも先日5月19日に入札が行われ、現在は仮契約となっております。本議会での議決後に本契約に切り替わる予定であります。機器の使用及び数量につきましては、記載のとおりとなります。

○矢口委員長 この件について質問等ございますか。

○鈴木委員 予算では国2分の1でしたでしょうか。

○郡司指導課長 ただ今手持ちの資料のほうで正確にお答えすることができませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○矢口委員長 それでは、後ほどということをお願いします。ほかはいかがですか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。報告関係に入ります。専決処分の報告(下高津小学校体育倉庫屋根の管理不全に係る物損事故の和解)について執行部より説明願います。

○山口教育総務課長 資料の⑧の1ページをお願いします。専決処分の報告(下高津小学校体育倉庫屋根の管理不全に係る物損事故の和解)についてでございます。本件につきましては、令和7年2月13日、木曜日、午後0時頃発生いたしました。事故の概要といたしましては、下高津小学校体育倉庫の屋根の一部が強風により外れ、被害者が所有する建物に当たり、壁の一部が破損したものです。破損した壁は被害者が復旧工事を行い、原状回復しております。また、体育倉庫につきましては、市が屋根前面のふき替えを行い、耐久性能を向上させております。和解の概要につきましては、過失割合は本市が100%となり、加入している保険から相手へ復旧工事費として総額50万500円を支払い、3月31日に示談となっております。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。専決処分の報告(公用車の取扱いに係る物損事故の和解)について、執行部より説明願います。

○山口教育総務課長 資料の⑨の1ページをお願いします。専決の報告(公用車の取扱いに係る物損事故の和解)についてでございます。本件につきましては、令和7年3月5日、水曜日、午前11時10分頃、阿見町交差点付近において発生いたしました。事故の概要といたしましては、荒川沖小学校に勤務する学校管理員が公用車を運転中に信号待ちで停車していた相手車両に追突したもので、事故時は事故者も信号待ちで停車しておりましたが、助手席から落ちた物を拾おうとして手を伸ばし、ブレーキから足が離れてしまったのが原因です。和解の概要につきましては、過失割合は本市が100%となり、加入している保険から相手へ車両修理費として総額61万3,096円を支払い、4月7日に示談となっております。なお、再発を防止するため、安全運転の徹底につきまして、当該職員への指導はもとより、全学校及び管理員に周知を行い、再発防止に努めてまいります。

○矢口委員長 この件につきまして、質問等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、その他に入ります。土浦市立上大津小学校整備基本設計成果について執行部より説明願います。

○山口教育総務課長 資料⑩の2ページをお願いします。土浦市立上大津小学校整備基本設計成果についてでございます。上大津小学校整備事業につきましては、文教厚生委員の皆様を始め、地域住民や児童、教職員等多くの皆様方の御尽力によりまして、昨年度に基本設計をまとめることができました。厚く御礼を申し上げます。「未来へ歩む地域とともに、子供たちの成長と新時代の学びを支える学校」をメインコンセプトに基本設計を進めてまいりました。3ページは配置計画、4ページは平面計画となります。学校と地域が連携して子供たちを見守っていけるよう、地域と一体となった学校整備を進めてまいります。5ページをお願いします。事業工程です。今年度実施設計を進め、令和8年の着工、令和10年4月の開校を目指し、事業を推進してまいります。今後、実施設計が整いましたら御報告させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、この内容を6月3日の全員協議会においても説明させていただく予定であります。

○矢口委員長 この件につきまして質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市立上大津小学校校章デザインの公募の実施について執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料⑪をお願いいたします。土浦市立上大津小学校校章デザインの公募の実施について御説明をいたします。公募の内容でございますが、学校のシンボルとなる校章について、児童や保護者、地域に愛され、親しまれる校章デザインの公募を実施いたします。資料3の公募概要を御覧ください。来月6月3日から約1か月半の期間に、上大津地区の統合小学校の児童やお住まいの皆様などを対象としまして公募を行います。公募終了後は、協議会等で応募のありました校章デザインの選定作業を進め、来年2月に校章デザインを決定する予定でございます。

○矢口委員長 この件について質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。新入学児童ランドセル贈呈事業の見直しについて執行部より説明願います。

○塚本学務課長 つづきまして、資料のほうは⑫、また、ただ今御用意いたしますリニューアルランドセルを併せて御覧いただきたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。新入学児童ランドセル贈呈事業の見直しについて御報告となります。令和8年度分からジェンダーレスなどの社会意識の変化に対応するため、色を薄い茶色に統一するとともに、暑さ対策や登下校時の環境の変化などに対応するため、

資料3の変更事項に記載しておりますように、背当て部分のメッシュ化やG I G A端末の収納スペースの設置、肩ベルトの補強など、機能強化を施したりリニューアルを行います。今後でございますが、広報紙やSNSで広く周知を行うとともに、来月6月から各地区公民館に御覧いただいている現物を展示しまして、保護者や地域住民の皆様に直接周知を図ってまいります。

○矢口委員長 現物を見ているので、少々お待ちいただければと思います。委員の皆さん、どなたか代表して感想を述べていただければと思うのですが、いかがでしょうか。特に質問や御意見はよろしいでしょうか。皆さんよくできているというような感想でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 よく練られたデザインということで、本当にありがとうございました。来年度の1年生が楽しみだと思います。では、次にまいりたいと思います。土浦市立図書館一部運營業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、執行部より説明願います。

○武藤図書館長 資料⑬をお願いいたします。土浦市図書館一部運營業務委託プロポーザルの実施について御説明いたします。図書館業務等の一部業務につきましては、駅前開館当初から民間の専門業者へ委託をしておりますが、今年度末で委託期間が終了となるため、プロポーザルにより業者の選定をするものです。目的でございますが、現在、図書館ではカウンター業務や電話対応などの一部業務を委託し、民間のノウハウを活用した図書館サービスの充実と効率的、効果的な運営を図っております。引き続き図書館サービスの充実を図るため、運営実績や企画力など価格以外の要素を総合的に判断することができるプロポーザル方式により業者を選定するものです。選定検討委員につきましては、記載のとおり、委員長に教育部長、外部委員1名を含めた合計5名の委員構成となっております。選定スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

○矢口委員長 この件についていかがですか。

○福田委員 今の時点で、この市の職員は何人で運営されているのか。それから、民間の業者といいますか民間の関係者、ここがどういうふうになっているのか。分かったら教えてください。

○武藤図書館長 現在、職員は8名ですが、育児休業中の者がおりまして、8名プラス会計年度任用職員が1名おります。委託をしている事業所に関しましては、本館と分館4か所を含めて現在44人ほどでやっていただいております。

○福田委員 本館と分館を含めて民間委託が44人で、図書館の専門家がいますよね。司書の方は何人いるのですか。

○武藤図書館長 職員の司書は、全部で現在5人です。民間で委託しているほうは、司書が11名です。

○福田委員 民間委託が44人の方がいると。民間委託のほうが、要するにその人件費なども含めて、あるいは民間は民間で特別なノウハウがありますから、そちらのほうがかなり効率的だということで、民間委託をこれからも進めるような感じになるのですか。職員を増やすのではなくて。分かる範囲でいいです。

○武藤図書館長 今のスタイルで特に問題は生じてないので、人数的には同じような形で考えております。

○加藤教育部長 今のお答えの補足で、まず図書館が駅前に来たときに、規模的にもやはり大きい図書館になりますので、職員全部が職員ではなくて、もう既に貸出し業務などについては、委託を前提に考えられた施設でございます。また、図書館とギャラリーが一緒なので、一緒に市の中心市街地といいますか、連携していろんなまちづくりをしていくという意味では、民間のノウハウをいろいろ使っていきたいという前提があって民間委託を開設当初から始めているので、この民間委託については引き続きやっていきたいということと、図書館の開館時間が夜8時までと長いということ、休日も土浦はほとんど休みなく第1月曜日だけがお休みでやっている状況で、ほかの図書館よりも開館日が多いということもあって、民間を活用し、継続的に安定してやっていきたいという考えでおります。

○鈴木委員 委員会側が図書館ができた頃からいる人が少ないので、一部業務委託にしたその一部の部分、要は役所から出ている会計年度を合わせて職員のお仕事と、業務委託している部分の区分けをざっくりでいいので、説明をお願いいたします。

○武藤図書館長 市の職員は、主に施設の管理とどのような本を買っていくかという選書です。郷土資料を含めた土浦の昔のことを調べているという場合のレファレンス、主に駅前のにぎわい創出のためのイベント企画や学校支援などをやっております。委託業者には、貸したり受け取ったりの簡単な業務作業と電話の応対などをお願いしております。また、土浦の図書館に所蔵がないような本のリクエストの受付や、分館との連絡といったことを主に毎日やっていただいております。

○矢口委員長 加藤部長も何かありますか。

○加藤教育部長 今、館長が言いましたように、業務の貸出業務を主にメインとして委託業務の方にはやっていただき、図書館が今後どういう方向性とかそういうことの内容につきましても、職員が考えていくという形の役割分担でやっております。

○矢口委員長 次にまいりたいと思います。土浦市立学校児童生徒のラーケーション取得状況について執行部より説明願います。

○郡司指導課長 資料⑭を御覧ください。昨年度より導入いたしましたラーケーション制度の活用状況につきまして御報告をさせていただきます。本市におきましては、学校の現状や、取得中の学習の保障、申請方法、各学校保護者への周知など、導入に向けて丁寧に制度構築を進め、令和6年10月15日より制度を開始いたしました。令和6年10月15日から令和7年3月31日までの取得状況につきましては本市全児童生徒数9,180名のところ、648名が取得活用し、平均取得率は7.42%となっております。具体的な内容につきましては、お城に興味関心の高い生徒が地域で開催された学習会に参加、各施設における体験学習への参加、音楽コンクールへの出場、被災地を訪れての防災学習会への参加、保護者の職場見学など、想定以上に幅広く多様な活用内容がありました。今後とも本制度につきましては、学校と連携して保護者への周知を更に進めていきたいと考えております。

○矢口委員長 何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようです。それでは、委員の皆さんから今までの説明以外に何かございますか。

○鈴木委員 先ほどの中学校用のコンピューターと電子黒板、質問の意味は今回の契約が所有権移転付賃貸借契約、民間でいう5年リースみたいな形で、リース期間満了後の無償譲渡というもので、国2分の1、県4分の1、市4分の1ぐらいの予算で、このリースというのが可能なのかなという疑問があったのと、無償譲渡はいいのですが、コンピューターで5年経過したものを無償譲渡でもらってどうするのかというちょっと心配があります。黒板のほうはぎりぎり使えるのかなという。だから、そこでまた更新して、新しいのが入ってきたときに、その物を引き取ってくれるならいいのですが、結構の台数の使えないパソコンが存在するような状況になってしまうのではないかと心配もあつてした質問なのですが、予算のところ、リースと国、県の補助との関係をまずざっくり調べてもらえばそれでいいですから。

○郡司指導課長 先ほどは大変失礼いたしました。ただ今確認を取りましたところ、資料6番の財産の取得中学校教育用コンピューター機器の説明につきまして説明が不足しておりまして、大変失礼いたしました。こちら、中学校教育用コンピューター機器とありますが、こちらのほうは学習者用のサーバー機器が主なものとなりますので、こちらのほうに関しましてはパソコン本体ではなく、その通信状況を確立するためのリースという形になります。あわせまして、補助に関しましては、こちらのほうは国、県の補助はございません。全て一般財源という形となります。

○矢口委員長 執行部のほうから2点ほどまだありました。失礼をいたしました。映画上映会・シンポジウム「未来へつなぐ地域の宝霞ヶ浦帆引網漁」の開催について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料⑮のシンポジウム開催のチラシをお願いいたします。霞ヶ浦帆引網漁の技術について、国選択無形民俗文化財としての調査が完了したことから、土浦市、かすみがうら市、行方市と合同でシンポジウムを7月6日にクラフトシビックホール土浦において開催いたします。是非参加していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○矢口委員長 この件についてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 つづいて、「春季美術展覧会」の開催について執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料⑯をお願いいたします。春季美術展は、土浦市文化協会に所属する美術協会等の皆さんの作品展でございます。現在、市民ギャラリーにおいて開催をしているところでございます。是非御覧いただければと思います。

○矢口委員長 それでは、今までのところ以外で何かございましたら、皆さんのほうから。

○福田委員 1点だけお聞きしたいのですが、この資料⑩の上大津小学校の基本設計の件について、いよいよ形になってきたわけですが、今年も異常気象、いろいろ災害も懸念されますが、小学校と併設で大体体育館があるわけです。緊急時の避難場所になるわけです。それで、今いろいろ全国的にも見直されているのは、学校の現場は今給食センター方式ですから。小学校は自校方式ではないですよ。給食がね。それで、家庭科教室で調理器具などが多分準備されていると思うんですけども、学校の調理教室、家庭科教室、そういう物を活用して炊き出しをやると。緊急の炊き出し。地域でも炊き出しをいろいろ考えているのですが、学校現場でもその辺が今注目されています。ただ、学校を新しくするだけではなくて、家庭科教室のそういう調理器具あるいはオール電化にしたことによって、大変なことも起きます。停電すると一切使えなくなりますから。安全上も含めてそういう点で、基本設計はこれからいろいろ固まっていくと思うのですが、どういうふうな構想というか考えがあるのか。今分かる範囲で結構ですから、お聞きしたいと思います。

○山口教育総務課長 まず、災害時の炊き出しというお話がございましたでしょうか。資料10の実は4ページ平面計画のほうで、ちょうど真ん中左にオレンジ色で上大津ラウンジというところがあるのですが、こちらが地域の方との交流のラウンジになっていまして、すぐその隣に家庭科教室のほうは今配置できるような形になっています。

ですので、委員のほうから御質問いただいたような災害時の炊き出しの対応なども、こういった形であればスムーズにできるのかなと考えているところです。もう1点の電源についてでございますが、家庭科室のコンロのほうはカセットコンロを入れるような検討をしているところでございます。

○**福田委員** 炊き出しに活用するわけですから、家庭科教室では、要するに簡易な、鍋がちょっと乗った簡単なガス台がありますよね。そうすると、私が是非考えてもらいたいのは、炊き出しとして活用できるのか、できないのか。そういうガス台の大きなバーナーがあるんですよ。今そういうのも全国でいろいろ採用しているんですね。これは是非検討してください。

○**田中副委員長** この3ページの左側に防災井戸やマンホールトイレを用意した災害時の避難所機能を強化ということで書いてあって、4ページのほうを見ると、同じような方向、この間、堺市の防災センターを会派で視察してきたのですが、こういうようなトイレ、マンホールの蓋だけを上げるとトイレになるということを見てきたのですが、建物からこれだけ離れていて、例えば風が吹いて台風などの災害のときにトイレとか、これが余りにも遠すぎるとちょっと使いづらいんじゃないかなというところと、井戸が今ここには記載されていないのですが、よく汚水の配管が漏水して井戸のほうに流れ込んでいるという事例が結構ありまして、そういうことがないように、井戸とこの排水をちょっと離すような形を考えてもらいたいなというところと、使いやすいところに付けたほうがいいんじゃないかなというところを考慮していただきたいなと思いますので、お願いします。

○**山口教育総務課長** マンホールトイレの位置は実施設計を今行っているところでして、検討してまいりたいと思います。図面が小さくて大変見えづらくて申し訳ないのですが、実は井戸のほうは掘る計画でおりまして、マンホールトイレの右上のほう、ポケットパークの下に防災用の井戸を掘る予定でおります。3ページのほうです。3ページのマンホールトイレの右斜め上のほうに進んでいただくと、防災井戸がございます。家庭科室のほかにマンホールトイレの今度は左下で、かまどベンチというものを防災用で設置する予定でおりまして、電源などとはまた違うのですが、災害時の電源ガス等がなくなった際にも、かまどとして使えるような整備の予定をしております。

○**矢口委員長** 実は先ほどのガスの件なのですが、参考までに私の町内でプロパンガスを使った発電機を常備しています。そのプロパンガスのボンベの使い道として、発電機ばかりでなくて、コンロにつないで炊き出しの訓練もやったりしています。ということで、防災の話になると、その拠点となる学校だけではなくて地域と連携してやっていくので、そういったプロパンガスを持ち寄ってというのもありますでしょうし、

いろいろな連携が大事だと思うので、そういったことも考えながら今後の設計に入れていってもらえればよいなというふうに思いました。

○平岡委員 本日の御提案いただいた内容とはちょっと離れるのですが、教育委員会に関係することなので、ちょっとお聞きします。おかげさまをもちまして、たくさんの支援員を各学校に配置していただいていると思うのですが、実は現職の教員、土浦市からではないのですが、悩みごと相談というものがありました。それは何かと言いますと、その方は特別支援学級を担当しているのですが、その学校の特別支援学級に支援員として8年間働いていらっしゃる方がついているのだそうです。そうしますと、特別支援学級でも何年かすると担任は交代しますよね。交代しますと、8年継続してやってる方のほうがいろいろなことが分かってきてしまうので、その担任の指導方針に口を挟んでくるんだということで、非常にやりづらくて困っているんだという相談を実はいただきました。ですので、自治体の知り合いの議員さんにちょっと報告して相談乗ってもらいますということでお話したのですが、土浦市におきまして、その同一校に長年いらっしゃる支援員の方というのは、どれぐらいいらっしゃるのですか。

○郡司指導課長 特別教育支援員さんのことということで、本市におきましては、計画的に支援員さんのほうを異動しておりますので、長くて5年前後かというふうに認識しております。また、支援員さんにも年2回研修会を実施しております。こちらの適切な支援の在り方、子供との関わり方についても研修を進めているところであります。また、学校でも平岡委員さんのほうで御存知だと思いますが、特別支援コーディネーターを中心といたしまして支援員さんとチームを組んで、また、担任とチームを組んで取り組んでおります。そこでの十分に情報共有をさせていただきながら、適切な支援について日々取り組んでいただいているところでございます。

○平岡委員 各教室、各担任が中心になって指導が進まないことには子供たちは混同してしまいますので、そういう支援をしてくださる皆さん、特別支援に限らず支援をしてくださる皆さんには本当に申し訳ない言い方かもしれませんが、適切な研修を受けていただいて、どういう形で学校現場を支援していくのがベストなのかということを重ねて応援していただけたら有り難いです。

○吉田(千)委員 貴重なお時間をいただいて、今日のことに関することではないのですが、暑さ対策ということで、小中学生、特に中学校で上着を来て登校しているという状況があって、5月でもかなり暑い日があります。その辺で具体的にこういうような服装でいいですよというようなことを流していただいたほうがいいのかというふうに感じたところがございます。うちは三中がとても近いので、三中の子供たちそれぞれがもちろん取捨選択するので、それはいいのかと思うのですが、ただ真面目な子は6月にならないといけないのかなというふうに思っている子もいっし

やと思うので、そういう温度によって例えば半袖、そして、短パンというかそういったことで、もういいんだよというようなことを全校一律に指導課のほうからというか、これはどこからか流していただくのかなのですが、何かそんなふうにしていただくといいのかなと思って、今どうなっているのかも含めてお伺いできればと思います。

○郡司指導課長 委員御指摘のとおり、5月の中でも大分暑い日が続いているところでありました。各中学校のほうにおきましては、各生徒個人の判断で上着を着る等に関しましては判断をしているところであります。また、暑い日でも上着を脱ぐのが苦手な子、嫌な子がいるときには、教員のほうがさすがに今日は暑いんじゃないの、脱いだほうがいいよねという声かけをしながら、登下校の温度調整のほうを進めているところであります。また、半袖、短パンにつきましては、各校のほうで今ルールメイキングを子供たちのほうで、自分たちでどのように生活の決まりというか、そういうものを作るかというところを各校で進めていただいているところでもありますので、そちらの中で今後進めていければというふうに考えております。

○吉田(千)委員 子供たちにある意味任せるというところはもちろんそうですし、今ルールづくりを進めているということですが、どうぞ子供たちが取捨選択できる、そういうことを柔軟に考えて今のこの暑いときを乗り越える、そういう対応ができるように、子供たちに向けて例えば校長会で皆さん心合わせをしていただくとか、そういうことが必要なのかなというふうに思っておりますので、その点についてもどうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、執行部のほうから何かございますでしょうか。

○矢内生涯学習課長 先ほど鈴木委員のほうから言われました県の作りました架け橋カリキュラムの作成ガイドブックの用意ができたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢内生涯学習課長 こちらですけれども、県が昨年の10月に作りました作成のガイドブックでございまして、5ページ目のほうになりますけれども、こちらが架け橋カリキュラムのイメージとなっております。下のほうに、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムというふうには書いてあるかと思いますが、こちらのほうはもう既に市のほうで推奨しながら各施設、小学校でもう作っているものでございます。年度ごとに見直しを行っておりますが、この全体的で5歳児から1年、2か年かけて育てたい子供の姿、例えばですけれどもこちらの例でいうと、仲間とわくわくやってみ

たいをやる子みたいな、このようなカリキュラムを今後作っていくという予定でございます。

○矢口委員長 ちょっと膨大な資料なので、質問あるときは、各自後ほどということにさせていただきますので、その節にはよろしくお願いします。ほかに執行部からございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、教育委員会の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でございました。暫時休憩といたします。

(午前11時30分休憩)

(午前11時35分再開)

○矢口委員長 それでは、文教厚生委員会を再開いたします。保健福祉部の皆様が御入室されております。協議に入る前に、新年度最初の委員会となりますので、自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介した後に、執行部の皆様より機構順にお願いいたします。委員長の矢口でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○田中副委員長 副委員長の田中義法でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員 吉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○勝田委員 勝田でございます。よろしくお願いいたします。

○平岡委員 平岡房子でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○福田委員 福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○根本委員 根本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○水田保健福祉部長 4月から保健福祉部長を拝命いたしました水田でございます。1年ぶりに文教厚生委員会のほうに戻ってまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○川村社会福祉課長 4月に異動しました社会福祉課の川村でございます。よろしくお願いいたします。

○白田障害福祉課長 障害福祉課の白田でございます。よろしくお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 高齢福祉課のほうにまいりました中山でございます。初めてでございますので、よろしくお願いいたします。

○武井国保年金課長 国保年金課の武井でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○佐藤健康増進課長 健康増進課の佐藤です。引き続きよろしくお願いいたします。

○矢口委員長 よろしくお願いいいたします。それでは、保健福祉部の案件について協議を行います。資料は、サイドブックスの保健福祉部をお願いいいたします。まず、令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）（新治総合福祉センター施設整備事業）について執行部より説明願います。

○川村社会福祉課長 それでは、資料①の資料をお開き願います。新治総合福祉センター施設整備事業の補正でございます。当施設は平成8年に開設をしまして、施設老朽化による故障が発生しておりますけれども、このほど入口部分にあるコミュニティサロンのエアコン2系統のうち1系統が故障いたしました。機器が古いため、部品交換等による修理ができないことから、室外機1台、室内機4台の工事請負費、626万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）（生活保護対策事業）について執行部より説明願います。

○川村社会福祉課長 資料②をお開き願います。生活保護対策事業の補正となります。補正の理由でございますが、今年度10月に予定しております生活扶助基準の見直しと毎月実施しております被保護者調査に係るシステムの改修費用についての増額補正をお願いするものでございます。なお、国から2分の1の補助がありますことから、歳入についても補正をお願いするものでございます。補正額は歳入が84万4,000円、歳出が169万円となっております。

○矢口委員長 この件につきましていかがでしょうか。

○福田委員 生活保護の受給者は、現在何人ぐらいいるのでしょうか。

○川村社会福祉課長 大体でございますが、1,400世帯ほどおりまして、細かくはお答えできないので、後ほどお調べしまして御回答させていただきたいと思っております。

○矢口院長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、次にまいります。令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）（医療福祉費助成事業）について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックスの資料③をお願いいいたします。令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）医療福祉費助成事業について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、医療DXの推進に関する行程表及びデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づきまして、国のほうで令和8年度以降、全国規模でのマイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認の導入を目指しております。この医療費助成のオンライン資格確認の実施に向けまして、既存の医療福

祉費のシステムの改修が必要になることから、それに係る費用の増額補正を行うものでございます。こちらのシステム改修事業に係る経費につきましては、地域診療情報連携推進費補助金として国のほうから2分の1が交付されることとなっております。2番目の事業概要ですが、医療費助成のオンライン資格確認実施に伴うシステム改修事業としまして、PMH（Public Medical Hub）へ医療費助成に係る資格情報等が登録できるよう、医療福祉システムの改修業務委託事業を行うものでございます。1番下の3番の補正予算でございますが、16款の国庫支出金により、今お話ししました補助金としてシステム改修に係る費用の2分の1が国から支援されまして、12万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳出におきましては、委託料といたしまして、歳入として計上した補助金と市の一般財源から委託料24万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）（出産費資金貸付条例廃止に伴う基金残高等の繰入れ）について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料④の出産費資金貸付条例廃止に伴う基金残高等の繰入れについての御説明をする前に、前後いたしますが、出産費資金貸付条例を廃止する条例の概要から説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料の⑥をお願いいたします。土浦市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の概要について説明させていただきます。令和6年12月議会におきまして、この出産費資金貸付金につきましては債権放棄の御承認をいただいております、その際に御説明いたしておりますが、改めまして今回の条例を廃止するに当たり、条例の概要について御説明いたします。1番の提案理由でございますが、出産育児一時金について、市から医療機関へ直接支払う制度になったことで、出産費用に係る被保険者の負担が軽減され、冒頭でも御説明いたしましたとおり、令和6年12月議会において貸付金の債権が整理できたことに伴いまして、国民健康保険出産費資金貸付制度を利用する必要がなくなったため、廃止を提案するものでございます。こちらの貸付制度の経緯でございますが、被保険者が出産した際、被保険者が医療機関に分娩費用の全額を一旦支払い、その後、被保険者から出産育児一時金の申請により出産育児一時金が支給されますが、申請から支給までの期間が最大で2か月程度を要しておりました。そのため、市では被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、本条例により土浦市国民健康保険出産費資金貸付基金を設置し、出産育児一時金を事前に貸し付ける事業を実施してまいりました。その後の平成21年度10月からですが、市が医療機関に出産育児一時金を直接支払

えるようになったことで、被保険者が医療機関に支払う分娩費用は、費用全額から出産育児一時金の支給額を差し引いた差額のみで済むようになりました。このように、市が医療機関へ直接支払いとしたことにより、平成22年度以降の貸付実績はございません。貸付金の債権につきましては平成14年度と平成17年度の債権が1件ずつ、合計2件あり、これまでこの債権の償還を求めておりましたが、債権回収が不可能と判断し、令和6年12月議会において債権放棄の承認をいただき、債権整理を行いました。これにより貸付金制度の必要性がなくなったことにより、本条例を廃止するものでございます。最後に、廃止に係る条例の施行日は令和7年7月1日とし、土浦市国民健康保険出産費貸付金条例施行規則も同日付で廃止いたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○武井国保年金課長 引き続き資料の④をお願いいたします。令和7年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)(出産費資金貸付条例廃止に伴う基金残高等の繰入れ)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、出産育児一時金を被保険者へ貸付せず、直接医療機関へ市が支払うことにより貸付制度の運用がなくなったことと、令和6年12月議会において出産費資金貸付金について債権放棄の承認を得たことにより債権の整理ができたことから、出産費資金貸付条例を廃止することに伴いまして、出産費資金貸付基金にある基金残高と利子分を一般会計へ繰り入れるための増額補正を行うものでございます。現況ですが、基金利子は、基金残高の302万6,000円を6月30日に解約した際の利子でございます。3番目の補正予算でございますが、財産収入積立金収入として2,000円の増額補正と第20款繰入金、国民健康保険出産費資金貸付金繰入れとして302万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 この件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)(賦課徴収事業)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の⑤をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)(賦課徴収事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、令和5年12月22日に閣議決定されたことも未来戦略及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て世代向けの給付費用に充てるため、全ての医療保険者が支援金を徴収することになっております。この制度の円滑な施行

に向けまして、既存の国民健康保険システムの改修が必要になったことから、費用の増額補正を行うものでございます。このシステムの改修事業に係る経費は、国から子ども・子育て支援事業補助金として10分の10が交付されることとなっております。事業の概要ですが、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修事業として支援金等の計算機能及び帳票発行機能等に係る国民健康保険システム改修業務委託事業を行うものでございます。補正予算でございますが、歳入につきましては国庫支出金より、子ども・子育て支援事業費補助金としてシステム改修に係る費用の全額が国から支援されることから、49万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳出では総務費の委託料といたしまして、歳入として計上した補助金から委託料49万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。⑥は先ほど御説明いただいたので、その次ですね。令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)(案)(後期高齢者医療事業)について執行部より説明願います

○武井国保年金課長 資料⑦をお願いいたします。令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)(案)(後期高齢者医療事業)について御説明いたします。1番の補正の理由は国民健康保険のほうと同じ内容でございますが、改めまして、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づきまして、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴いまして、その給付費用に充てるため、医療保険者が支援金を徴収するものでございます。こちらと同じように、既存の後期高齢者のシステムの改修が必要なことから、費用の増額補正を行うものでございます。こちらにつきましても先ほどお話しましたとおり、国から10分の10が交付されます。こちらのほうですが、事業の概要としましては同じような内容でございますが、主に後期高齢者広域連合が事業を行うものですから、多少国保の事業よりもちょっと省略化されておまして、賦課照会機能及び帳票発行機能等に係る後期高齢者医療システムの改修業務委託事業を行うものでございます。こちらの補正予算ですが、先ほどと同じように、子ども・子育て支援事業補助金から22万円の増額補正をお願いするものでございます。歳出につきましては、委託料といたしまして補助金から委託料へ22万円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）（各種予防接種事業）について執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料の⑧をお願いいたします。予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度以降、高齢者を対象に、個人の発症と重症化予防を目的として定期接種を実施しております。令和7年度も令和6年と同様にワクチン接種が進められることが見込まれるため、接種に係る費用を増額補正するものです。なお、令和6年度までありました接種に対しての国の助成が終了となりました。この終了の旨について示されたのが本年4月となってからでございましたので、今回の補正予算に上げさせていただいた次第でございます。事業の概要ですが、接種対象者は65歳以上と、60歳から64歳まで基礎疾患を有する方、接種期間は昨年同様10月から3月までの間に接種回数は1回、国の示す標準的な接種費用は1回当たり1万5,600円程度です。市の助成としましては、一般の方は5,000円、生活保護受給者の方は全額公費負担いたします。補正予算額は歳入が財政調整基金繰入金で4,636万2,000円、歳出が同額で内訳が委託料と扶助費となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 つづいて、報告関係に入ります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の⑨をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について御説明させていただきます。前回の事前委員会で報告いたしておりますが、改めまして説明をさせていただきます。1番の改正の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日より施行されたことに伴いまして、改正法に合わせて本条例を一部改正して、4月1日に施行する必要があったことから、専決処分を行ったものでございます。2番の改正の概要でございますが、（1）の課税限度額の引上げについては基礎課税額を65万円から66万円に引き上げるほか、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に引き上げるもので、これにより課税限度額の総額は106万円から109万円に引き上げとなります。これによる影響額はおおむね760万円、世帯でいいますと48世帯の増収となります。つづきまして、（2）の低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充については5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象についても同様に54万5,000円から56万円に引き上げるもので、これにより低所得者による支援が強化されるものでございます。これによる影響額はおおむね460万円で、基礎後期支援分の世帯としましては196世帯、介護に関しては47世帯の減収とな

ります。こちらの3番目の施行日につきましては、施行日は令和7年4月1日でございます。適用区分は、この条例による改正後の土浦市国民健康保険税条例第3条、第3項ただし書及び第22条、第1項の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

○矢口委員長 この件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、その他に入ります。第55回土浦市障害者(児)スポーツ大会について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料は、⑩第55回土浦市障害者(児)スポーツ大会についてになります。来月開催します障害者(児)スポーツ大会、昨年と同じになりますが、競技の参加などについて御説明させていただきます。資料の1枚目を御覧ください。毎年開催しておりますこのスポーツ大会、本年度は来月の6月15日の日曜日に霞ヶ浦文化体育会館で開催いたします。開会式は、10時でございます。動きやすい服装、動きやすい履き物の御用意をお願いいたします。資料の7番、来賓の皆様へのお願いというところで二つございます。一つ目が第1種目への競技の参加、2つ目が選手への商品の渡し、この二つのお願いでございます。資料の次のページ御覧ください。内容は、昨年と同様になります。左上の図が参加していただきたい第1種目の競技内容になります。この競技は、借人競争と車椅子競争を合わせた種目になっております。来賓の皆様には、まず来賓待機位置に御移動していただきまして、競技者が車椅子によってスタートします。借人探しが行われますので、対象となります借人にあたりましたら、車椅子競技者の介助者となってゴールを目指していただく競技でございます。当日は各競技会する前にデモンストレーションを行いまして、また、職員が誘導の御案内をさせていただきます。安全に競技を楽しんでいただくため、車椅子介助の際は急な動きはお控えいただきまして、急がず焦らずでお願いいたします。つぎに、左下の図は、選手に商品の手渡しをするお願いのものでございます。職員が介添えさせていただきますので、商品の手渡しの御協力をお願いいたします。右側の図は、駐車場の位置図でございます。駐車場は駐車場1と2、どちらも利用可能でございますが、本日の御説明では予備の駐車枠の御案内でございます。図面上で赤く示した箇所も駐車可能ですので、御案内いたします。この位置は大型バスの駐車枠になっておりますが、当日は青色で示した箇所に職員や公用車の車両が駐車しています。その前方に駐車することもできますので、御利用ください。御説明最後になります。大会当日のお弁当ですが、昨年度に続いて御用意ございませんが、御容赦をお願いいたします。なお、11時30分頃にパン取り競争ございますので、この種目へ参加していただき

まして、大体この種目を目安に御観戦、御声援をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 御質問等はよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 私たちも張り切ってまいりたいと思いますので、よろしく願いします。つづきまして、「第40回土浦市健康まつり」の開催について執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料は⑪とカラー刷りのチラシが⑪-2になりますので、御覧ください。今年度もイオンモール土浦を会場にお借りしまして、6月21日土曜日と22日に開催いたします。イオン1階から3階にかけて、多くのコーナーを設けて、楽しく健康づくりを学んでいただけるよう現在準備を進めております。委員の皆様には御都合がよろしければ、22日に会場の御案内を御用意しておりますので、その際は22日午前11時前までに、1階の花火広場、ノジマ電気前になりますが、そちらへお越しいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

○矢口委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんからはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようです。12時ちょっと回ってしまいましたが、保健福祉部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でございました。

(執行部入替え)

○矢口委員長 お昼になってしまいましたが、こども未来部の皆様は引き続きよろしく願いいたします。協議に入る前に、新年度最初の委員会になりますので、自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より機構順にお願いいたします。改めまして委員長の矢口でございませぬ。引き続きよろしく願いいたします。

○田中副委員長 副委員長の田中でございます。よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 吉田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○勝田委員 勝田でございます。よろしく願いします。

○平岡委員 平岡房子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく願いします。

○**福田委員** 福田です。どうぞよろしくお願ひします。

○**根本委員** 根本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**真家こども未来部長** こども未来部長の真家でございます。2年目でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○**細野こども政策課長** こども政策課長を務めております細野です。総務課から来ました。よろしくお願ひいたします。

○**直井こども包括支援課長** こども包括支援課の直井です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○**塚本保育課長** 保育課長の塚本です。引き続きよろしくお願ひします。

○**矢口委員長** ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひいたします。こども未来部の案件について協議を行います。議案関係になります。資料は、サイドブック、こども未来部をお願ひいたします。まず、令和7年度土浦市一般会計補正予算（案）（木育推進事業）について執行部より説明願ひします。

○**細野こども政策課長** 土浦市一般会計補正予算（案）（木育推進事業）について御説明を申し上げます。資料の①をお開き願ひします。今回補正予算に計上を予定しております木育推進事業は、子供とその保護者が木製のおもちゃで自由に遊べるおもちゃ広場の開設、運営を事業者に委託するものでございます。最初に、1番補正理由の記載に木育という言葉でございしますが、木育とは木と触れ合い、木の良さや役割を学びながら木を使う暮らしを通じて森林との関わり、自然の大切さなど、豊かな心を育むことを目的とした取組で、林野庁の施策の中にも位置付けられております。この取組は平成16年に北海道から始まり、全国に広まったもので、事業としては木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ、植樹活動を通じた交流会の開催など、行政や木材関連団体、NPO、企業等により実施されております。木育は特に幼少期においては、プラスチックとは違い、ぬくもりや香り、柔かな手触りがあり、子供は五感で感じ、創造力や情緒の安定といった心身の発達に良い影響を与えるとされております。子育ての分野において、木育を取り入れたおもちゃ広場のイベントは、県内では、つくば、守谷、牛久、かすみがうらなど複数の市町村が実施してございまして、いずれも多く参加者でにぎわうことから、保護者からも一定のニーズがございまして、本事業はこのような木育の考え方に基きまして、親子が安心して過ごせる居場所づくり、子育て支援の一環としての事業実施に向けて補正予算をお願ひするものでございまして、また、財源につきまして、森林環境譲与税を活用できる事例としまして、木材利用の普及啓発の取組に該当しますので、事業費全額を森林環境譲与税を活用することを想定しまして、担当課である農林水産課と協議が進んでおります。2番の事業の概要でございしますが、今年度2回の開催を想定してございまして、開催場所は、事業内容か

ら室内でかつ広い場所、そして、多くの方が集まる場所としまして、一つは県内生涯学習センター主催の子供向けのイベントでの実施、そして、イオンモール土浦を予定しております。恐れ入りますが、資料の2ページをお願いいたします。この資料は、林野庁のホームページの木材利用の普及啓発に関する事例集に掲載されている茨城県内の事業者の取組を紹介したものでございます。目的、内容等の記載もございしますが、資料の右上の5行目に、この事業の取組には、子育てに悩む母親の支援の一つの方法として木のおもちゃでの遊びを活用し、子どもの想像力を育み、親と子、シニア世代との交流の促進などの意義がうたわれております。つづきまして、資料の3ページ、こちらは、つくば市が開催しました親子木育おもちゃ広場のチラシの一部でございます。本市でもこのようなイメージで開催したいと考えております。また、運営に当たりまして、木育の理念に基づく場づくりと安全な運営体制、そして、子育て支援にも関わりのある団体による運営が望ましいと考えております。3番の補正予算額につきましましては、歳入は森林環境譲与税基金積立金からの繰入金として100万円、歳出は3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料として100万円を計上するもでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。その他に入ります。千鳥ヶ丘保育園に係る新園舎整備の進捗状況について執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 千鳥ヶ丘保育園に係る新園舎整備の進捗状況を御報告いたします。資料は②を御覧いただきたいと思います。今年4月1日に民間移管をしました千鳥ヶ丘保育園については、度重なる入札の不調によりまして新園舎の整備ができずに、現在のところ旧霞ヶ岡保育所の園舎を使用して保育事業を行っておりますが、3月21日に実施された入札におきまして、建設業者が石島建設に決定しましたので、御報告をさせていただきます。4月1日には国庫補助の内示を受けまして、4月9日に工事の契約を締結しました。15日には地鎮祭を行いまして、21日から工事に着工しております。今後の予定ですが、工期は8か月を見込んでおりまして、今年12月25日に工事が完了し、引渡しは12月28日となっております。来年1月からの新園舎での保育を開始する予定となっております。資料の写真につきまして、こちらは、5月19日に撮影した工事現場の状況でございます。現在整地をしております。建物の基礎工事は、7月の下旬から始まる工程となっております。つづいて、資料の2ページは新園舎の建設地になりまして、現在の保育園から200メートルほどの場所でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。執行部からほかにございますか。

○塚本保育課長 3月の事前委員会においては、大手町の認可外保育施設オレンジ保育室への対応について御説明をさせていただいておりますが、その後の対応について口頭にて御報告をさせていただきます。3月においては、これまでの立入調査や再三の指導においても改善がなく、認可外保育施設に対する指導監督基準を満たしていないため、令和6年12月23日付けで市から施設に対し改善勧告を発出したこと、また、茨城県において1月24日付けで改善勧告に従わない施設名の公表を行い、さらに、2月13日に施設を訪問し、弁明通知を手渡した旨報告させていただいております。その後の対応でございますが、3月6日に県と市職員で抜打ちでの訪問を行ったところ、改善が見られない状況での保育が行われている実態があり、その場で本人から3月末日をもって廃止する旨の届出が提出されました。4月1日以降、数回施設を訪問し、確認しましたところ、当初入口にございました保育案内の張り紙も撤去されて、施設管理者からも廃止をしたとのことから、オレンジ保育室が営業を行っていないことが確認できましたので、3月31日をもって廃止となりましたことを御報告させていただきます。また、別施設ではございますが、蓮河原新町にございますまほろば託児園につきましても、1月17日をもって事業を廃止したとの届出が先日ございましたので、併せて御報告をさせていただきます。

○矢口委員長 何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、委員の皆様からその他で何か執行部のほうにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、こども未来部の皆様は御退席いただいて結構でございます。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

○矢口委員長 それでは、外郭団体の合併に向けた検討の進捗状況について協議を行います。資料は、サイドブックスの外郭団体の合併に向けた検討の進捗状況についてをお願いいたします。それでは、執行部よりお願いいたします。

○天貝行政経営課長 それでは、お疲れのところ申し訳ございません。外郭団体の進捗状況について御説明をさせていただきます。資料の1番の概要です。御案内のとおり、産業文化事業団、観光協会、農業公社の外郭団体につきましては、それぞれ課題を抱えているということから、当該3団体の合併が可能かどうか検討する旨を説明を各団体に行いました。説明は2番に記載のとおり、3月末の理事会等で説明を行いま

して、合併の検討をすることについて御了承をいただいたというところでございます。その際にいただきました意見を3番の表にまとめております。表の1番の農業公社と観光協会におきましては、課題は分かったけれども、合併を目指すからにはメリットや合併の強みを押し出すべきというようなアドバイスをいただきました。その他2点目につきましても、観光協会においてですけれども、観光協会と常陸秋そばや小町みそなどの物産関係事業を実施しております農業公社との合併、これは可能だというふうに思うけれども、施設管理が主要事業の産業文化事業団との合併のイメージが湧きにくいというような御意見がございました。このような意見を受けまして、4番の今後の予定でございます。特に観光協会の理事会でこのような意見があったことから、改めて同理事会で合併のイメージやメリット、事務レベルでの検証結果を説明いたしまして、合併の理解をいただくよう努めてまいります。その上で、産業文化事業団及び農業公社へ同様の説明を行いまして、理解を得てまいりたいというふうに考えてございます。

○矢口委員長 それでは、質問等ございますでしょうか。

○福田委員 今こういう準備がされているということで、農業公社については分かるのですが、観光協会は本来の観光協会なんですね。観光協会の業務そのものは、農業公社と観光協会も合併しちゃってどうもイメージも湧かないし、その辺がよく理解できないのですが、どういうことなのでしょう。

○天貝行政経営課長 両団体ともいろいろな課題を抱えております。一つには人的課題ということで、観光協会についてはプロパー職員1名のみ、市からの派遣職員と事業団からの派遣職員で事業を行っておりますけれども、なかなか観光に特化したような事業が行えていないという課題もございます。イベントの開催が中心となっているというような課題もあります。一方で農業公社につきましても、職員が市からの派遣職員と事業団からの派遣職員で成り立っていると。そのほか行っている事業ですけれども、農地集積化事業ということで、遊休農地を一度地権者から借り上げて、ほかのやりたいという方へ農地を貸し出すマッチング事業やっておりますけれども、これも令和2年の法改正によりまして、現在は農業公社で行えないということになっております。それがこれまでのメインの事業だったんですけれども、メインの事業が行えないということで、事業内容も乏しくなっている状況です。観光協会と農業公社の合併のイメージはメリットですけれども、観光は御存じのように観光ということで、観光と物産というのはどうしても結びつきが強い、相乗効果があるものと考えております。農業公社で行っている物産というのは、常陸秋そば、あとは小町みそというものを作って販売、販路拡大を行っておりますので、そういった組合せによって相乗効果が生まれてくるんだろうと思っております。

○**福田委員** どこの町へ行っても、観光事業はものすごく力が入っているわけですね。私は観光事業そのものをもっともっと土浦のイメージも含めて土浦はこういう町ですよと、土浦にはこういう食べ物がありますよ、こういう文化がありますよというのは、私は個人的には観光事業、これは何か合併じゃなくて独立した今までの状態を続けたほうがいいんじゃないかなと思います。また、文化協会にも関わっているのですが、やはりこの土浦に来て今一つこの土浦の町の中がよく分からないという人が結構いるんですよ。土浦は土浦で、歩いてみないとよく分からないんですけどね。そういう点からいって、今急いで合併をしなくてもですね。それから、農業公社は農業公社で、これからますます独自の役割があると思います。これは、私の意見です。

○**天貝行政経営課長** 観光協会が独立してやったほうがいいのではないかというそういう御意見もあろうかと思いますが、我々のほうで考えておりますのは、やはり3団体合併いたしますと、スケールメリットも生まれてきます。また、先ほど言いましたけれども、農業公社と観光協会の合併による相乗効果又は観光協会と産業文化事業団の相乗効果というのもあるというふうに考えております。それはどういったものかといいますと、産業文化事業団が管理運営しております施設が様々ありますけれども、どこも集客施設でございますので、そちらの利用者への観光情報の提供などが考えられます。例えば水郷体育館ですとか、テニスコートには東京から合宿に来てる利用者も多くおりますので、宿泊のあつ旋ですとか、観光情報の提供又はそこで物産を販売すれば、経済効果もあるだろうというふうに考えておりますので、文化施設、体育施設と観光を組み合わせることによって、新たな観光政策の展開が生まれてくるのかなというふうに考えております。また、組合せによりまして、土浦への滞在時間も長くなってきますので、それによる経済効果も期待できると、このように考えてございます。

○**田中委員** 前回も多分言ったかと思いますが、この合併に伴ってこのネーミングが観光協会というのとはなくなってしまうのかということと、各市町村でこの観光協会というのとは、どこに行ってもその観光協会というのを書いてあって、そこに行くと町の良いところが分かるのかなという、見所が分かるのかなというイメージがあると思いますので、そこというのはほかの市町村も観光協会という名前ではなくて、違う名前で行っている市町村はこういうところがあってこういうメリットがあるよというのがあれば、今すぐではなくていいので、後で教えていただきたいなというところがあります。

○**天貝行政経営課長** 名称の件ですけれども、私も個人的には観光というフレーズを残したほうがいいんだろうというふうには考えています。茨城県においても茨城県観光物産協会があります。また、メリットということですが、やはり訪れた方が

観光に来たときに、観光はどここのどのセクションなんだとすぐ分かるかなというふう  
に思いますので、観光というのはあったほうが良いのかなと思いますけれども、これ  
については我々に決定する権限はないということで、3団体のほうで協議して、3団  
体のほうで議決してもらわないといけないということもありますので、その中では説  
明はしていくべきだろうと思いますけれども、決定権は団体側にあるということでご  
ざいます。

○田中委員 3団体で逆に言うと、その上位的なものがどこなのかなというところ。  
観光協会なのか、文化事業団なのか。この書き方だと、文化事業団、観光協会、農業  
公社になってると思いますが、どういうふうな位置付けで考えていらっしゃるのもし  
ょうか。

○天貝行政経営課長 位置付けについては、どこが上で、どこが下とかは全く考えて  
ございません。書き方について職員数が多いところから順にというぐらいのところ  
で、この合併をもしするという事になった場合にはいろいろなやり方があって、吸収合  
併若しくは一度全て解散して新たに立ち上げるというやり方又は社団にするのか、財  
団にするのかという選択肢もありますので、それは各3団体に協議いただいて、より  
良い選択をしていきたいと思えます。

○勝田委員 なかなか大変な事業だと思います。本当にお疲れ様です。観光協会に議  
員になる前からずっと関わっておりまして、現場の職員さんとも何十年も交わってき  
ています。その中でやっぱり感じるのは、今のままの体制では、非常にもう先細りで  
厳しいというのをずっと続けてきたというのが、実は観光協会の実態だと思っていま  
す。途中で協会の会長を市長から民間に代えようとかいろいろ話もあったけれども、  
なかなか代えきれず、今は商工会議所会頭が兼ねていますけれども、変革の必要性を  
責められながら代えてこれなかったのが、私は今回非常に期待しています。何が一番  
心配なのかというと、観光は大事だという一方で、ほかの毛色が違うものと一緒にな  
ることによって、観光色が薄まってしまわないかと。ネーミングも含めてです  
ね。そういう御心配をほかの委員の方もされているのかなというふうに感じます。一  
緒になることによって、観光に対しての力が強くなるんだというようなものをお示し  
できるような道筋でやっていただくと良いのかなと。メリットに関してはおっしゃ  
ったとおりですね。いろいろな施設も使えるしというのはそのとおりだと思いますけ  
れど、観光協会が今まで人的に余りにも少なすぎる少人数でやってきたというのがき  
ついのだと思います。土浦はそうでなくても、近隣の市町村に比べてイベントが多い  
ほうだと思います。観光協会の人と話すと、いや新しいことなんかできないですよと。  
なぜですかと聞くと、いや今までやってきたのをこなすので精一杯で、どうやってや  
るんですかこの人数でと言われて、パッと見るとまさにそのとおりですよというふうな

感じます。花火やいろいろなことから本当に気を使うようなことまでやってきています。やっぱりこれはチャンスなので、頑張ってもらいたいというのは、我が市が観光にどのぐらい今後力を入れるのかなというふうなもの示していくべきなのではないかと思います。本当に一番観光でやるという力強さを出してやるのか。これは統合されるわけですから、多分その重複してるものとかは整理できるというようなチャンスもあると思います。資金的なものとか、持続可能性を一番メインにしていくのか、それとも、観光力を高めることをやっていくのかというふうないろいろな味付けがあると思います。そこはトップのメッセージだと思いますが、是非強くしてもらって、観光力を上げてもらいたいというふうに思います。選ばれる観光地になるために、これだけいろいろなものがあるのを本当にこう変えていくものすごいチャンスだと思うので、ちょっと漠然として申し訳ないですけど、観光力が高まるということも私は是非アピールして欲しいなというふうに思っています。

○天貝行政経営課長 勝田委員のおっしゃるとおりで、観光協会の人間的な組織体制としては非常に言葉が悪いですが、脆弱な状況で、やはり観光協会ともヒアリングを行いましたけれども、そこが一番だということで、やはり観光業を発展させるような人材が欲しいと。旅行業の免許を持っている方などが欲しいという御意見があります。やはりこれがこの新団体合併したとして、どこを目指すんだという部分が当然ありますけれども、他の団体もありますので、観光だけというのはなかなか申し上げられない部分がありますが、やはり最後に残っていくのはおそらく観光だろうと。どこの市にもありますので、そこを強化していくのは当然のことかなというふうに個人的には思っていますし、市の内部でもそういう考えを持っているところです。ですので、合併した際には、観光のノウハウを持ったプロパー職員の採用はもう絶対必要だというふうに思っていますので、そういった人員を今後は取っていくことになるだろうというふうに、それは団体のほうで考えることにはなりますけれども、するように私どもは考えてございます。

○福田委員 職員の皆さんもそうですけれども、本当に企画力を豊かにしていかないと、合併した、体制も作ったでは何も良くなりませんよ。本気で企画力を高めないと、ただ機構だけをいくら変えても町にお客さんは来ないですよ。やっぱり合併する以前の段階で本当によくその辺は相談して知恵を出したほうが良いと思います。

○天貝行政経営課長 観光協会の企画力ということですか。先ほど勝田委員のおっしゃっているのと似てる御意見だと思います。私もまさにそうだと思いますので、やはり観光に絡んでの企画力、そういった人材がキーになっていくのだろうというふうに思っていますので、そういった人を今後採用していくと。そうすると、いろいろな事

業が動き出して、街中にも人が増えていくということになってくればいいなと思っています。

○鈴木委員 私は産業文化事業団と観光協会の両方に関わっていて、観光協会のほうには副会長ということで。この前、中川会長、池田組合長と私と小林副市長で、観光協会としての考え方をまとめる会議をやって、そこに出席したメンバーは全員大筋で合併をすることに対しては反対ではないと。ただ、その中で例えば現在の産業文化事業団の中で、指定管理並びにとにかく荷物を軽くするようなことはやったほうがいいのではないかという意見がまず一つ。あとは、農業公社は先ほど話が出ました。設立の辺りから新治の組織なので私はよく知っていますが、もう設立当初の役割は果たして、今農地に関しては中間管理機構ができて、農地の貸借りとか流動化に対する役割も農業公社としては終わりました。今何をしているかということ、おそばとみそ、この二つですよね。そこの二つに関しては、まさに地元の観光物産を生産しているのが農業公社。そういう考え方でいけば、農業公社と観光協会は案外先に一緒になることはできるのではないかと。ただ、産業文化事業団は職員は数はいるけれども、高齢化が進んでいると。各施設も新しい施設ではないのですよね。市民会館はともかく。合併の方法としては、それぞれの団体が1回解散をして、新たな組織に編入されていく形が一番いいと思います。私も町村合併というのを経験して、合併の協議というのは非常に難しいです。自治体同士でもそうだし、団体同士でも一緒に、それぞれ持っている権限を手放すわけですから。その部分の協議が行われていく最中で、今日お2人に来て報告をいただいている中でこういうことを言うと失礼になりますが、なぜ今日来たのかなと思いました。もうちょっと各団体の中で話が煮詰まってから、これ議会とは別な話ですからね。だから、ある程度話が煮詰まってからの報告にしないと、外からの意見を聞きすぎると合併できませんからね。だから、合併をスムーズに進めようとするのであれば、もうちょっと間を置いてから議会に対しての説明でいいと思います。それぞれ議員の中でも観光協会と縁の深い人とか、文化協会と縁が深い人がいますから、その協会の中で話をまとめて、ある程度の線が見えてきてから議会の報告をしないと、議員は一人一人選挙で選ばれてきて、権限を持っている人間がその合併の話に口を出していいんだということになると、おそらくまとまらない。ある程度もうちょっと線を決めてから。私は議員の立場としてこういうのを言うのはおかしいと思いますが、まとめようとするのであれば、もうちょっとガイドラインが見えてから。この前が第1回目ですからね。観光協会の正副会長が集まって話をして、1回ごとに議会の意見が入ってきたら、もうこんなの何回集まって、どうせまとまらないのだったら、もういいんじゃないですかとなってしまいますからね。だから、もうちょっと慌てなくて

いいからじっくりやって、ある程度の線を作ってから報告したほうが私はいいと思います。

○天貝行政経営課長 まず初めの事業団の施設を少し軽くしたほうがいいのではないかと考えてございます。それは我々もそうしたほうがいいというふうに考えてございまして、事業団が管理している施設の中では民間に委ねたほうがいい、効果的、利便性があるだろうという施設は幾つかありますので、そういった施設については事業団の職員が段階的に減っていきますので、その減っていくのに合わせて民間に委ねていったほうがいいのではないかなと。これは市のほうから指定管理を出す話ですから、これは実現できるだろうと思っています。また、事業団の高齢化で施設が古いなどいろいろ課題はございます。観光協会との相性というのもあるかと思いますが、やはり事業団の職員については観光に合っている職員も中にはおります。また、事業団では経理部門に強い人間がおりますので、合併した際にはお互いの団体にとってもメリットはあるというふうに考えております。あと、最後のなぜ今なんだというお話でした。確かに私も正直悩んだところではあります。先ほども申し上げましたように、合併の議決をするのは各団体側ですので、ボールは各団体側にございます。ただ、市の外郭団体の在り方という観点からすると、やはり議員の皆様にも説明をして、納得をしていただかなければならないということがございますので、ただ、本日は3月に行った理事会等での説明、どんな意見がありましたと、こういうふうに今後は進めていきたいということで、途中経過ということで説明させていただきました。本来であれば鈴木委員がおっしゃるように各団体と協議をして、その団体と先に進めるべきだということがございますけれども、やはり先ほど申し上げたように、両者とも当時並行的にやっていくべきところもあるのではないかなということで、今日の判断になったものでございます。

○鈴木委員 厳しい言い方をして悪かったですけれども、合併ほど難しいものはないですね。だから、まず各団体内の意見を統一するところを早めにやっていただいて、各団体がこういう意見でしたというまとまった段階での報告を次回はお願いしたいということで。私の意見ですから、全てではないと思うので、どこにも関わっているのは副市長だということがこの前分かったので、よく協議をしながらよろしく願いします。

○天貝行政経営課長 上とも相談しながら、どの時点で説明していったほうがいいのかというところも非常に難しい部分ではありますけれども、やはり議会も24人の議員で構成されている、いろいろな意見がある合議体ですので、やはり説明が大事だろうというふうに思っておりますので、上とも相談しながら今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、この件はこれまでといたします。それでは、以上で文教厚生員会を閉会します。